

議員提出議案第2号

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年(2020年)5月15日

提出者 八王子市議会議員 吉本孝良

賛成者 八王子市議会議員 前田佳子

同 安藤修三

同 村松徹

同 相澤耕太

同 鈴木勇次

八王子市議会議長

浜中賢司 殿

別紙 1

八王子市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <b>3 令和2年6月期の期末手当に限り、第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは、「100分の186」とする。</b>	附 則 1・2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別紙 2

### 提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大による、市民の厳しい生活実態と本市財政に及ぼす影響を重く受け止め、市議会として、市と一体となって財政運営に協力していくため、また、早急な対応の必要性を考慮し、市議会議員の6月期の期末手当を20%減額するものとし、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正を提案する。